

19監査公表第14号

地方自治法第199条第12項の規定により，平成19年6月27日に福岡市長から出資団体及び財政援助団体の監査の結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成19年8月23日

福岡市監査委員	妹尾俊見
同	市木潔
同	竹本忠弘
同	福田健

1 監査結果と措置の件数

16 監査公表第14号(平成16年9月6日付 福岡市公報第5196号(別冊)公表)分
・・・・・・・・・・1件

17 監査公表第4号(平成17年5月16日付 福岡市公報第5259号(別冊)公表)分
・・・・・・・・・・2件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

16 監査公表第 14 号(平成 16 年 9 月 6 日付 福岡市公報第 5196 号(別冊)公表)

1 財団法人福岡市くらしの環境財団

監査の結果	措置の状況
<p>エ 決算事務について適正な事務処理を求めるもの。</p> <p>決算事務について次のような事例が見受けられた。決算事務については、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(ア) 特定資産は、将来の特定の支払い目的のために特定の資金を保留するものである。しかしながら、特定資産である各種引当預金の内、新社屋建設引当預金及び特別退職給与引当預金については、算出の基準が明確でなかった。</p> <p>(環境局所管)</p>	<p>当該財団と株式会社都市環境との統合にあたり、統合後の財団法人のあり方について、特定資産の必要性も含め、検討した。</p> <p>その結果、統合後の財団法人ふくおか環境財団においては、算出の基準が明確な特定資産のみを積立てしている。</p>

17 監査公表第 4 号(平成 17 年 5 月 16 日付 福岡市公報第 5259 号(別冊)公表)

1 財団法人福岡市体育協会

監査の結果	措置の状況
<p>オ 固定資産について適正な事務処理を求めるもの。</p> <p>公益法人は、原則として公益法人会計基準に従い適正な会計処理及び管理がなされなければならない。しかしながら、固定資産について次のような事例が見受けられた。適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(ウ) 固定資産について、経理規程において定めておらず、固定資産を保有しているにもかかわらず固定資産台帳を備えていなかった。</p> <p>(市民局所管)</p>	<p>固定資産台帳については監査後すぐに整備した。</p>

2 財団法人福岡市社会福祉事業団

監査の結果	措置の状況
<p>ア 決算事務について注意を求めるもの</p> <p>決算事務において、建物等を改良した場合等で資本的支出に該当する資産を取得</p>	<p>福岡市社会福祉事業団における資産計上に関する決算事務について、そのあり方について検討するよう文書により要請した。</p>

した場合は、固定資産として計算書類に計上しなければならない。しかしながら、平成 15 年度決算において資本的支出に該当する資産を計算書類に計上していなかった。

決算事務における固定資産の計上については、経理規則に則り適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。

(保健福祉局所管)

なお、市関係各課と検討した結果、平成 19 年度以降の委託契約書において、事業団側で市所有の建物・設備等の改修を行った場合、改修によって発生する資産の付加価値も含めて市の資産とする旨明記することとした。